

○都市農地貸借法による市民農園開設（生産緑地内の農地）

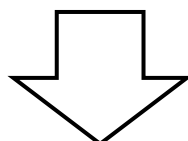
提出書類リスト（所有者以外の者が開設する場合）

下記の書類を羽曳野市 農とみどり推進課へ提出してください。

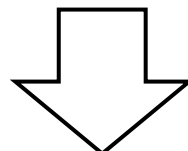
	書類名	摘要欄	取得先
1	貸付協定締結依頼書		市
2	貸付協定書	押印する前のものを1部提出	市
3	賃貸借契約書（案）の写し		
4	登記事項証明書（全部事項証明書）	発行から3ヶ月以内のもの	法務局
5	公図	発行から3ヶ月以内のもの	法務局
6	位置図（付近見取り図）		
7	土地利用計画図（区画割図）		
8	法人の登記事項証明書 （代表者事項証明書、履歴事項証明書、現在事項証明書等）	開設者が法人の場合 発行から3ヶ月以内のもの	法務局
9	定款又は寄付行為の写し	法人の場合	
10	委任状	代理人による申請の場合	

※上記以外に、個々に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。

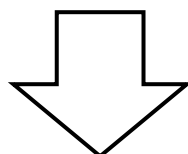
※貸付協定の内容に、「開設者が農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨」等を記載する必要があります。



貸付協定を締結



貸付規程を作成して農業委員会へ提出する。



承認を受けて完了。貸農園スタート！